



---

# 事務局説明資料 (令和8年度 第一回検討会)

---

2026年6月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課



1. 検討会の進め方
2. 昨年度の議論のおさらい
3. 本日も議論いただきたい内容
  - 新たな評価・表示制度の評価基準について
  - 1-a 評価軸の設定について
  - 1-b 取組熟度の設定について
  - 1-c 基準年の設定、削減率の算定について

## 1. 検討会の進め方

## 2. 昨年度の議論のおさらい

## 3. 本日まで議論いただきたい内容

### 新たな評価・表示制度の評価基準について

#### 1-a 評価軸の設定について

#### 1-b 取組熟度の設定について

#### 1-c 基準年の設定、削減率の算定について

# 検討の進め方

- 2025年度の議論を踏まえ、本年度は**制度の骨格（評価の方向性、優先対象製品の選定）**について議論を行う。次年度以降の制度の本格運用を見据え運営体制などの検討も併せて実施。
- 上記の検討と並行し、今年度から**脱炭素製品等の販売実証**を行い、**消費者に対する効果的な訴求方法を明らかにするモデル実証**を実施し、**得られた知見（インセンティブ措置など）**を制度運用に反映。

2025年度

2026年度

2027/2028年度

2029年度以降

本検討会での審議事項

制度運用の目標



## 制度と定義の“考え方”を確立

- グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会において、**バリューチェーンでの脱炭素化に向けた施策をとりまとめ**
- 脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会において、制度の目的について方向性を決定



## 制度設計・運用体制整備

- **制度の骨格（評価の方向性、優先対象製品）を検討**
- 制度の運営体制を検討
- 脱炭素製品等の販売実証

第1回

第2回

- 1. 評価基準
- 評価軸の設定
- 取組熟度(削減率)の設定
- 基準年の設定
- 1. 評価基準
- 第1回を踏まえた整理
- 2. 運用方法



## 優先度が高い市場で先行して展開

- 優先分野での実践を通じ、制度の有効性/運用課題を検証
- 幅広い業界との本制度の適用に関する意見交換
- 脱炭素製品等の販売実証



## その他の市場も含め全面的に展開

- 制度の成果を可視化し、消費者・企業双方の行動変容に結びつける仕組みを定着化
- 脱炭素製品/サービスが社会全体で主流化する市場構造の実現を目指す

1. 検討会の進め方
2. 昨年度の議論のおさらい
3. 本日まで議論いただきたい内容
  - 新たな評価・表示制度の評価基準について
  - 1-a 評価軸の設定について
  - 1-b 取組熟度の設定について
  - 1-c 基準年の設定、削減率の算定について

# グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討について



- 2050年ネット・ゼロ及びGXの実現には、あらゆる分野・主体における排出削減が必要であり、そのためには、国内での脱炭素分野への投資と、その結果生み出される脱炭素に資するグリーン製品が市場で積極的に評価されることによる需要創出の両輪が必要。
- こうした観点から課題を深掘りし、必要な施策を検討するため、「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」を開催。

## 委員等名簿

役職	委員氏名	所属
	伊坪徳宏	早稲田大学理工学術院創造理工学部 環境資源工学科 教授
	稲垣孝一	Green×Digitalコンソーシアム 見える化WG 主査
	北村暢康	The Consumer Goods Forum 日本サステナビリティローカルグループ 共同議長
	末吉里花	一般社団法人エシカル協会 代表理事
座長	高村ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
	渡慶次道隆	株式会社ゼロボード 代表取締役
	藤崎隆志	日本環境協会 エコマーク事業部長
	森原誠	BCG マネージング・ディレクター & パートナー

(五十音順、敬称略)

## 開催実績

### 第1回：2025年5月12日

- (1) グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けて
- (2) その他

### 第2回：2025年5月29日

- (1) 前回議論の振り返り
- (2) 企業・団体の取組に関するヒアリング
- (3) 主にサプライサイドにおける課題・ボトルネック及び施策の方向性

### 第3回：2025年6月11日

- (1) 前回議論の振り返り
- (2) 企業・団体の取組に関するヒアリング
- (3) 主にデマンドサイドにおける課題・ボトルネック及び施策の方向性

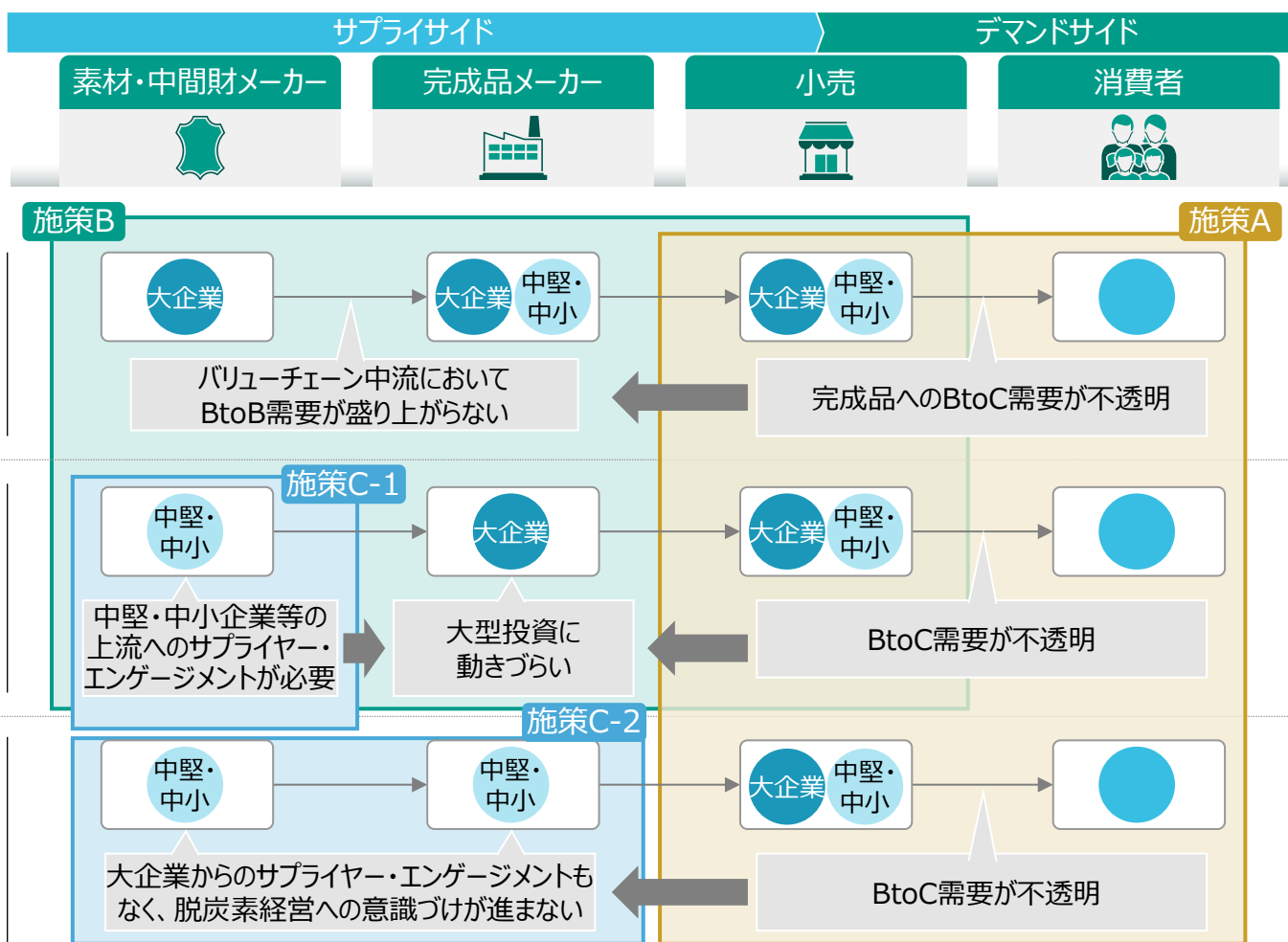
### 第4回：2025年7月25日

- (1) 中間とりまとめ案
- (2) その他

# バリューチェーンの脱炭素化に向けた施策の方向性

- 産業サプライチェーン全体の継続的な脱炭素進展のためには、脱炭素に資する製品・サービスについて、サプライチェーン全体を含めた「需要の拡大」が不可欠。
- GX投資等により脱炭素に資する製品・サービスの供給は拡大しつつある一方、当該製品等が市場で積極的に選択される状態に至っているとは、いまだ言い難い。

## 市場パターン別の現状



## 施策の方向性

**最終製品の脱炭素価値の需要側への訴求**

### 施策A

政府・企業・消費者におけるグリーン製品の最終需要の喚起

### 施策B

バリューチェーン内企業間の連携推進

### 施策C-1

代表企業起点のサプライヤー・エンゲージメントの推進

### 施策C-2

地域単位での中堅・中小企業の脱炭素支援

# バリューチェーン全体の脱炭素化に向けた施策パッケージ

## 短期的施策

## 中長期的施策

### 施策A

#### 本検討

政府・企業・消費者におけるグリーン製品需要の喚起

#### 需要喚起策のトライアルと施策推進

- グリーン製品の評価・表示スキームの検討・実施、グリーン製品登録情報の蓄積
  - グリーン製品登録数拡大に向けたCFP算定・表示の支援拡大
  - 製品メーカーと小売・流通が連携したグリーン製品の開発・消費者への価値訴求等による需要創出に向けた実証支援
- 政府・企業による選択推進（公共調達、企業のオフテイク契約）
- 既存補助金におけるグリーン製品の優遇措置
  - 環境・消費者教育やアプリを活用した消費者の削減貢献等の見える化
  - 気候危機の現状の情報発信
  - グリーン製品に対する消費者の潜在需要に関する調査分析

評価を基に連携

- グリーン製品・サービスの需要創出事例の積み上げ
- 1次データの蓄積とその活用
- 優れた排出削減価値を有する製品が高く評価され、調達、購入される制度的措置の実施

### 施策B

バリューチェーン内企業間の連携推進

#### バリューチェーンでの先進事例の蓄積とScope 3・CFP算定排出データの蓄積

- グリーンバリューチェーンプラットフォームやGXリーグ等による連携創出
  - バリューチェーンでの連携に取り組む企業の顕彰
    - 先行・優良事例の表彰
    - EEGS上での取組の見える化
  - 1次データの蓄積を促すデータ連携・データベース構築の奨励・支援
- 価値評価指標の確立（削減実績量・削減貢献量を含めた算定・評価手法の整備、国際ルールへの反映）

- Scope 3 排出量の算定・削減を促進する制度的措置の実施
- バリューチェーン上の連携企業群の制度的支援（規制・税制・財政等の特例措置）

R8で各々取り組みを推進中

### 施策C-1

代表企業起点のサプライヤーエンゲージメントの推進

#### 各業界における先進サプライヤー・エンゲージメントの事例蓄積

- サプライヤー・エンゲージメントのモデル事業
  - 業界内競合企業間で連携したサプライヤー・エンゲージメントの共通手法・ガイドの策定
- Scope 3 排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進
  - 大手企業の信用力活用等による中小企業へのファイナンス支援
  - PPA等による中小企業における再エネ導入モデルの創出

- バリューチェーン上の連携企業群の制度的支援（規制・税制・財政等の特例措置）【再掲】

### 施策C-2

地域単位での中堅・中小企業の脱炭素支援

#### 地域支援体制構築の事例蓄積と自走化支援

- 地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制構築モデル事業
- 地域でのCFPを担う人材・支援機関の育成モデル事業
  - 地域ぐるみでの中小企業支援体制構築の裾野拡大・定着
  - 脱炭素経営に取り組む中堅・中小企業の顕彰
    - 測る・減らすの取組促進（エコアクション21の活用・アップデート等）
    - SHK制度自主報告者を分かりやすく見える化
    - 適正な民間算定サービスとの連携による自主報告への誘導
  - 2次データへのアクセス向上

- 認定脱炭素経営サポーター制度の本格実施
- “減らす”取組実績の積み上げ・横展開

- 「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会」の中間とりまとめ（令和7年9月）において、**優先的に議論すべき事項**と位置付けられた、**脱炭素に資する取組により排出削減価値がある製品等の評価・表示スキーム**を検討するため、「脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会」を開催。（2025年12月～）
- **脱炭素に資する製品の中には、既存製品と性能が変わらないものの現時点においては高コスト化してしまう場合が存在。**
- 排出削減価値を有する製品が**市場に出回る**、また**選択的に消費される**ためには、その製品等が有する**脱炭素価値が正しく評価され優先的に調達される仕組み**が必要となる。
- 脱炭素に資する取組によって生み出された、**排出削減価値を有する製品等の定義や評価・表示スキームに関する検討の場**を設置し、「**制度的措置**」を議論。

## 委員等名簿

役職	委員氏名	所属
	伊坪 徳宏	早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 教授
座長	高村 ゆかり	東京大学 未来ビジョン研究センター 教授
	谷川 喜祥	日本経済団体連合会（経団連） 環境エネルギー本部 統括主幹
	西尾 チヅル	筑波大学副学長・理事 ビジネスサイエンス系・教授
	根村 玲子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員会 委員長

（五十音順、敬称略）

## 開催実績

### 第1回：2025年12月16日

- （1）検討の背景・目的
- （2）GX リーグにおける検討の方向性
- （3）建築物のライフサイクルカーボン評価等の促進に向けた施策の検討状況について
- （4）国内外における脱炭素価値ラベル表示制度の紹介
- （5）脱炭素製品等の定義案（評価対象）の提示と議論

### 第2回：2026年2月24日

- （1）前回議論の振り返り/脱炭素製品等の需要喚起に関する論点整理
- （2）有識者ヒアリング

## 1 制度の目的

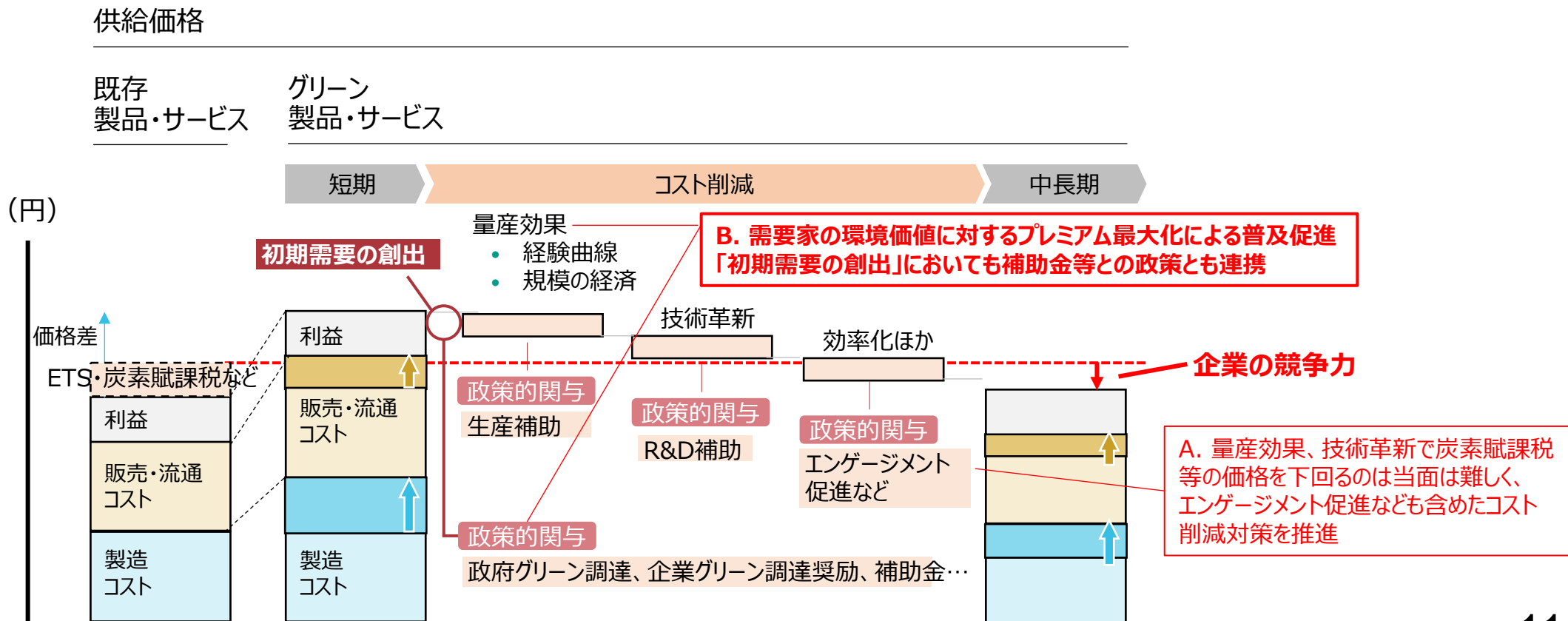
サプライチェーン全体の脱炭素化に向け重要な二つの方向性（A：既存・脱炭素製品間の価格差縮小、B：環境価値プレミアム支払の拡大）を実現するための手段と捉えてはどうか  
**特にBの実現を当面の目標としつつ、中長期的にAの実現に寄与することを狙う**

- 産業サプライチェーン全体の継続的な脱炭素化の進展のためには、脱炭素に資する製品・サービス（以下「脱炭素製品等」という。）について、**サプライチェーン全体での「需要の拡大」**が不可欠
  - GX投資等により脱炭素製品等の供給は拡大しつつある一方、当該製品等が市場で積極的に選択される状態に至っているとは、いまだ言い難い状況
- 継続的な需要拡大に向けては、各市場において、**A：既存製品等と脱炭素製品等との間の価格差**について最小化を、**B：国内需要家が環境価値に対して支払おうとするプレミアム（追加価格）**について最大化を図り、**プレミアムが価格差を上回る状況**を実現することが必要

# 「B 環境価値プレミアム支払の拡大」の取組の位置づけ

- 今回の制度では、短期的にはプレミアム支払い意志が高い需要家を見出しサプライチェーンに結びつける「需要の発掘」を行うとともに、補助金等の他政策と連携することで更なる普及を後押し。
- 中長期的にはプレミアム支払い意志の薄い需要家への普及啓発・教育を通じた「需要の底上げ」を図る。

## 脱炭素化とコスト削減に伴う価格の変動（イメージ）



# 評価対象の考え方（全体像）

- 脱炭素に資する製品等の需要を喚起することでサプライチェーン全体での脱炭素化を推進するという目的に照らし、評価の対象とする製品・サービスとしては、いわゆる「最終製品」を主眼とする。
- **脱炭素化により高コスト化する最終製品の中でも、「供給側で投資/取組が進展している製品」「算定手法の下地が整っている素材を用いた製品」を今回の対象製品とする。**

## 製品・サービスのスコープ

製品・サービス  
(最終財 + 中間財)

製品・サービス  
(最終財)

- ・供給側で投資/取組が進展している製品等
- ・算定手法の下地が整っている素材を用いた製品等

## 本検討における対応方針

### 脱炭素製品・サービスのスコープ

脱炭素に資する製品・サービス全体を広く対象に含め、定義上は最終財/中間財の間に特段のしきいを設けない

### 脱炭素製品・サービスの制度設計の対象

制度設計は、消費者・需要家に価値が届く最終財を念頭に設計する


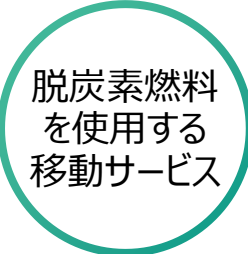

- ・ 中間財の取組（GX率先実行宣言等）とは、素材等を採用している最終財を評価することで接続させる

### 制度導入において優先的に推進すべき対象

供給側の取組が先行している製品等

# 制度導入における優先製品・サービス（例）

- 制度導入段階においては、制度活用において得られるメリット（インセンティブ）としてどのようなものが想定されるかについて明確化することが重要であるため、優先製品・サービスの検討に当たっては特にBtoC向けのインセンティブ措置についても併せて検討する。

	検討中						総合優先度
	政策との整合	インパクト	想定価格差	想定支払プレミアム	普及啓発	インセンティブ付与	
 脱炭素素材を採用した耐久財	GX先行投資活用 素材のCFP算定ルールあり	脱炭素効果大	価格差低減(補助金)	n/a	-	-	-
 脱炭素燃料を使用する移動サービス	GX先行投資活用 燃料のCFP算定ルールあり	脱炭素効果大	価格差あり	支払余地あり	-	-	-
 脱炭素素材を包装に採用した日用品	GX先行投資活用 素材のCFP算定ルールあり	普及啓発効果大	価格差なし	n/a	-	-	-

# 【参考】前回検討会での合意事項

## 1 制度の目的

サプライチェーン全体の脱炭素化に向け重要な二つの方向性（A：既存・脱炭素製品間の価格差縮小、B：環境価値プレミアム支払の拡大）を実現するための手段と捉える  
特にBの実現を当面の目標とし、中長期的にAの実現に寄与することを狙う

## 2 評価の基準

「柔軟かつ幅広い脱炭素製品等の定義」と「わかりやすいコミュニケーション手段」を両立させるためには、製品・サービスに係るGHG排出量・削減量だけでなく、ネット・ゼロに向けた企業の製品に対する様々な取組も評価する尺度を採用する

## 3 評価の対象 (製品・サービス)

評価の対象とする製品・サービスとしては、いわゆる「最終製品」を主眼とする  
また、制度導入に際して特に優先すべき製品・サービスを想定して議論を進める

## 4 関連施策の 方向性

新たな評価・表示制度は、需要の創出・発掘・底上げを目指した様々な政府施策に活用できる評価の仕組みであると捉え、これら関連施策の企画・設計にも積極的に活用するよう働きかけをしていく

## 5 令和8年度の 検討の方向性

以上を踏まえ、令和8年度の検討においては、制度設計の詳細等について、さらに検討を深めていく

1. 検討会の進め方
2. 昨年度の議論のおさらい
- 3. 本日まで議論いただきたい内容**

## **新たな評価・表示制度の評価基準について**

### **1-a 評価軸の設定について**






### 1-b 取組熟度の設定について

### 1-c 基準年の設定、削減率の算定について

# 評価軸の設定について

- 制度の当面の目標である環境価値プレミアム支払の拡大を実現するためには、**製品単位で排出削減を実現した（脱炭素価値を有する）製品等が普及**することに加えて、**グリーンウォッシュの懸念を回避**することが必要。これに加え、**脱炭素化に向けた取組（特に材料/燃料転換）**により高価格化する製品等についても、その価値が正しく認知されることが必要。
- 上記を踏まえて、企業の取組の結果であり、「**CFPの削減**」を基本の評価軸としつつ、脱炭素化に向けた企業の取組（プロセス）を評価する観点から、「**GX製品等の使用**」も評価の対象とすることとしてはどうか。
- また、「CFPの削減」を基本の評価軸とする場合、昨年度例示した「**排出量の可視化**」と「**削減目標設定**」については、実現することが前提となるため敢えて評価の対象とはしない。

## 評価項目としての削減熟度の考え方

取組の段階	 排出量の可視化	 削減目標設定	 削減の実行	 先進的な削減	 ネットゼロの達成
取組の具体例	CFPの算定・開示	SBTと同等ベースでの目標設定（ネットゼロへの整合）	再エネの導入・省エネの実施等	生産工程・調達構造の転換	ネットゼロ、ネットネガティブの達成

### 前回検討会のイメージ

#### 前回検討会での評価案は下記の課題あり

- 削減実績を伴わない製品等が評価されることでグリーンウォッシュの懸念が生じるとともに、消費者へ企業の努力や製品の価値が伝わりにくくなる
- 削減実績を伴わない製品等が評価されることにより、排出削減を実現した製品等への支援効果が弱まる恐れがある



### 本制度での評価

- 「CFPの削減率」を基本の評価軸とする
- 併せて「GX製品等の使用」も評価対象としてはどうか

段階の分け方は後段で議論

# 評価軸の設定について（詳細）

- 製品単位で排出削減を実現した（脱炭素価値を有する）製品等が普及すること、グリーンウォッシュの懸念を回避する必要性を踏まえ、まずはCFP削減率をベースとして評価を実施。
- また、脱炭素化に向けた取組（特に材料/燃料転換）により高価格化する製品等についても、その価値が正しく認知されることが重要であることを踏まえ、「GX製品等の使用」についてGX率先実行宣言で掲げる目標水準等を参考にしつつ、加点要素とする。

## 【ベース評価】CFP削減実績

- CFPガイドライン
- ISO 14067:2018
- 削減率の目安としてSBT

※X、Yの具体的な数値(X>Y)は後段で議論

X %以上削減<sup>(※)</sup>

基準達成のため  
判定しない

★★（ゴールド）

Y %以上削減<sup>(※)</sup>

達成（+加点）

★★（ゴールド）<sup>へ昇格</sup>

未達成（ベース維持）

★（シルバー）

Y %未満

（判定しない）

対象外

## 【加点要素】

### GX製品等の使用（実績）

対象製品、調達目標は  
GX率先実行宣言を参照

## グレード

1. 検討会の進め方
2. 昨年度の議論のおさらい
- 3. 本日も議論いただきたい内容**

## **新たな評価・表示制度の評価基準について**

1-a 評価軸の設定について

**1-b 取組熟度の設定について**

1-c 基準年の設定、削減率の算定について

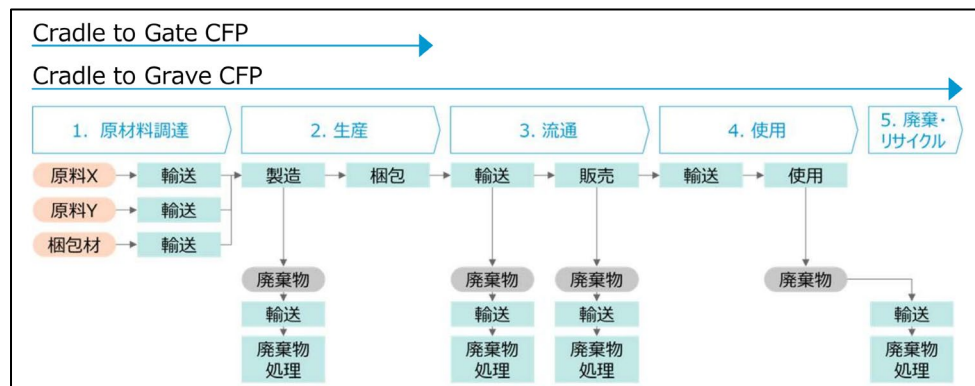
# ①CFP削減実績：CFPの算定方法

- CFPガイドラインでは、組織全体の排出のうち、製品に直接関わる排出についてCFPとして換算すると示されている。

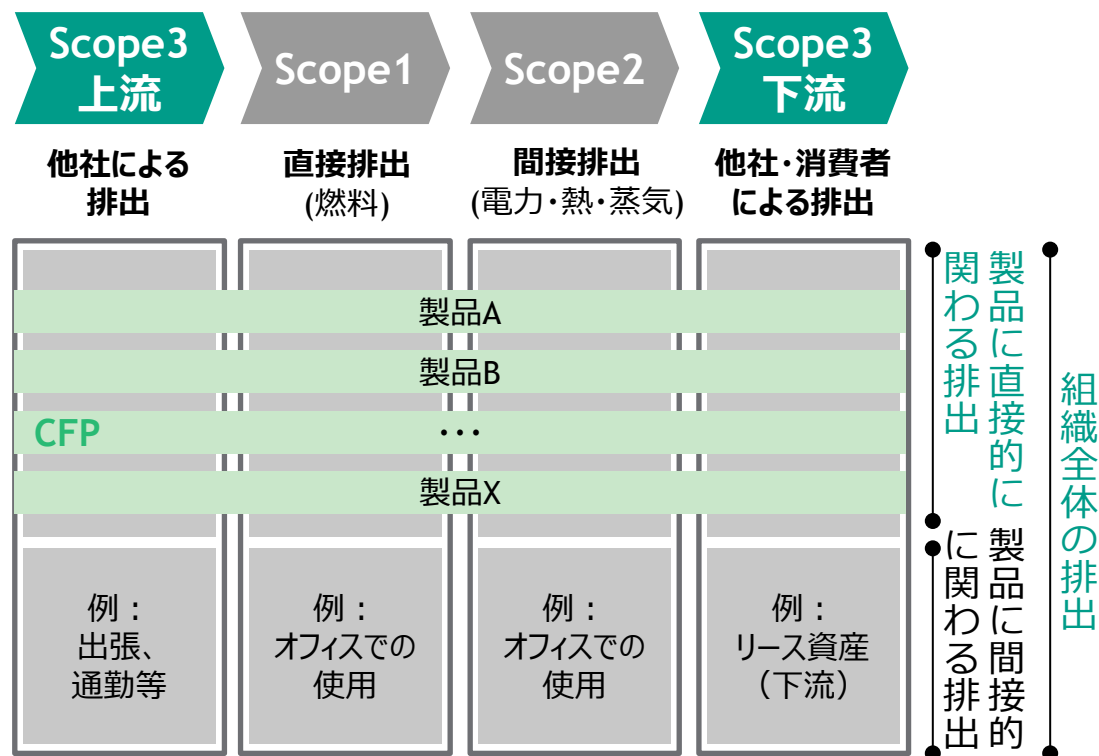
## CFPの定義 (CFPガイドラインより抜粋)

Carbon Footprint of Productの略語。

製品やサービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出されるGHGの排出量をCO2排出量に換算し、製品に表示された数値もしくはそれを表示する仕組み。



## CFPと組織排出量の関係性



# ①CFP削減実績：CFPのバウンダリの設定

- 国内・国際ルール等では、Cradle to graveを原則としつつ、条件付きでCradle to gateも許容。
- 制度趣旨を踏まえ、自社関与による削減が困難な製品等はCradle to gateも認めるのはどうか。

## 国内・国際ルール等におけるバウンダリの考え方

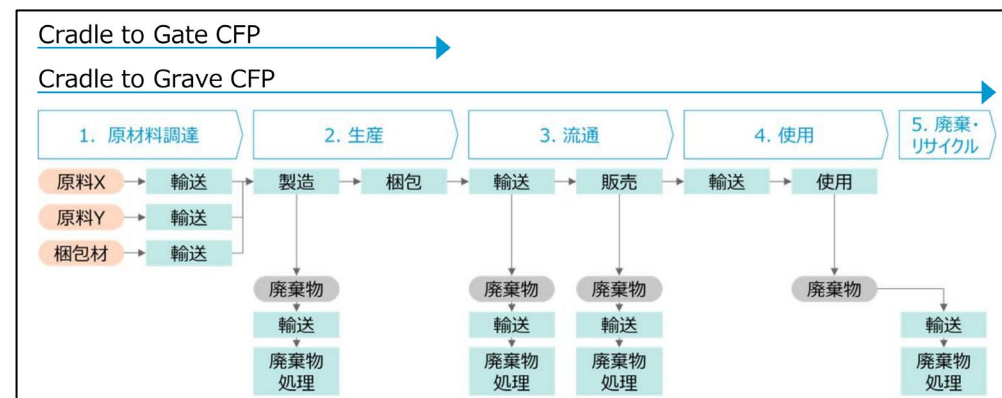
- CFP  
ガイドライン<sup>1</sup>
- 最終製品はCradle to grave、中間製品はCradle to gateを基本的な対象範囲とする
    - CFPの提供相手や提供目的により選択可能
    - 特定のライフサイクルステージやプロセスを除外する場合は、明示した上で理由の説明が必要
- ISO  
14067<sup>2</sup>
- 原則として製品のライフサイクル全体 (Cradle to grave) を考慮
  - 目的に応じてライフサイクルの一部のみを対象とすることも認める
    - その旨を明記し、理由と影響の説明も必要
- GHG  
プロトコル<sup>3</sup>
- 原則としてCradle to graveで算定
  - 中間製品は最終用途が不明な場合はCradle to gateも認める
    - バウンダリの定義の開示と正当性の説明が必要

## 本制度における方向性 (案)

バウンダリはCradle to graveが基本

- ただし、下記製品・サービス等はCradle to gateも認める
  - ① 中間財
  - ② 使用段階・廃棄リサイクル段階のCFPに与える影響度が大きい、自社の働きかけでの削減が困難な製品・サービス

業界ルールでバウンダリを定めている場合には、それに従う



1 経産省・環境省「カーボンフットプリントガイドライン」(<https://www.env.go.jp/content/000124385.pdf>) ; 2 ISO「ISO 14067:2018 Greenhouse gases - Carbon footprint of products - Requirements and guidelines for quantification」(<https://www.iso.org/standard/71206.html>) ; 3 GHG PROTOCOL「Product Life Cycle Accounting and Reporting Standard」([https://ghgprotocol.org/sites/default/files/standards/Product-Life-Cycle-Accounting-Reporting-Standard\\_041613.pdf](https://ghgprotocol.org/sites/default/files/standards/Product-Life-Cycle-Accounting-Reporting-Standard_041613.pdf))

# 【参考】具体製品・サービスにおけるバウンダリの設定状況

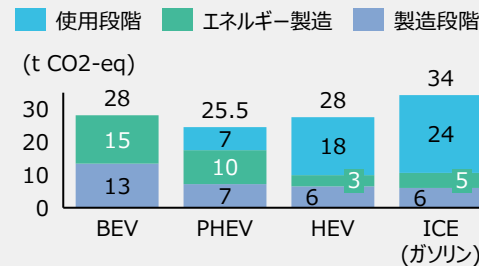
- 自動車やSAFについては、業界ルール・ガイドラインで算定のバウンダリが定められている。
- 製品等の特性により、Cradle to gateでなければ自社の働きかけでの削減が難しいものも存在。

## 【① 自動車】

業界ルールでは、Cradle to graveでの算定を定めている

- EVでは走行時の排出量はCFPの5割超<sup>1</sup>
- 走行時の排出量をSBT水準で削減する目標を掲げている企業も存在<sup>2</sup>

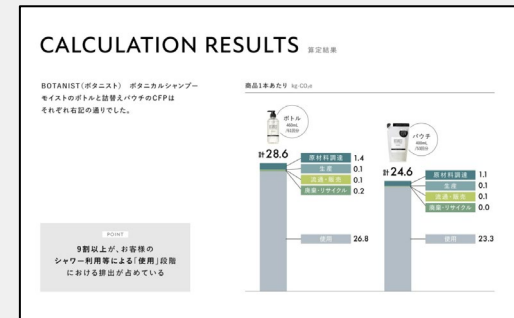
パートレイン別ライフサイクルGHG排出量比較 (2018年、中型車)<sup>1</sup>



## 【② 詰め替えパウチ入りシャンプー】

Cradle to gateでなければ、自社の働きかけでの削減の実現は難しい

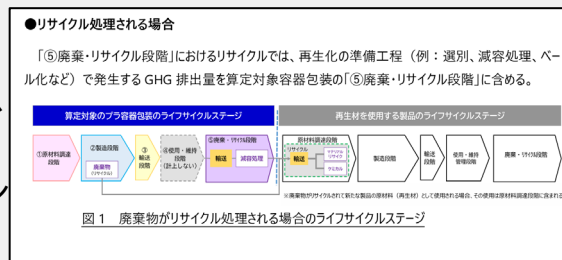
- シャンプーは使用時（お湯）の排出量が9割<sup>3</sup>



## 【③ PETボトル飲料】

加工食品業界によるCFP算定ガイドでは、基本的にはCradle to graveでの算定を求めている<sup>4</sup>

- PETボトルが含まれるプラスチック容器については、Cradle to graveの業界ルール策定<sup>5</sup>や、PETボトルの水平リサイクル等が取り組まれている



## 【④ SAFを採用するフライト】

業界ガイドラインは、Cradle to gate + 川下輸送がバウンダリ

- SAF可視化利用ガイドライン (国土交通省) では、バウンダリが定められており、使用・廃棄は含まれていない<sup>6</sup>



出所: 1. IEA「Global EV Outlook」([https://iea.blob.core.windows.net/assets/af46e012-18c2-44d6-becd-bad21fa844fd/Global\\_EV\\_Outlook\\_2020.pdf](https://iea.blob.core.windows.net/assets/af46e012-18c2-44d6-becd-bad21fa844fd/Global_EV_Outlook_2020.pdf), <https://www.iea.org/reports/global-ev-outlook-2020#downloads>)に基づきBCGが作成 (前提条件: 年間走行距離1.5万km, 車両寿命10年, BEVバッテリー容量80kWh, PHVバッテリー容量10.5kWh); 2. トヨタ自動車「Sustainability data book 2024」(<https://global.toyota.jp/sustainability/report/archives/>) 以下を引用: 「2035年: 新車の走行における平均GHG排出量を50%以上削減 (2019年比)»; 3. I-ne「公式HP」(<https://i-ne.co.jp/news/64827/>); 4. 農林水産省「加工食品共通CFP算定ガイド」(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/climate/attach/pdf/cfp-12.pdf>); 5. プラスチック容器包装リサイクル推進協議会「プラスチック製の容器包装CFP算定ルール」([https://www.pprc.gr.jp/activity/cfp/images/cfp\\_guide\\_001.pdf](https://www.pprc.gr.jp/activity/cfp/images/cfp_guide_001.pdf)); 6. 国土交通省「SAF 利用可視化ガイドライン」(<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001889735.pdf>);

# 【参考】①CFP削減実績：参考とすべき削減水準

- Science Based Targets (SBT) ver1.3.1水準には3つの削減目標が存在し、組織視点で見た排出原単位は製品単位での排出量に相当する指標であり、目指すべき一つの参考値と位置付けられる。
- 段階的な削減努力を評価すべく、WB2°C目標を採用するアプローチも存在することから、この削減率も一つの削減水準になり得る。一方、GHGプロトコルを始めとした国際標準に則った際にCFP削減の手段が限定される業界も存在すること等も踏まえた削減水準の検討が必要ではないか。

## SBTの示す削減率

組織全体

Scope1,2  
(WB1.5°C)

① 4.2%減/年  
(直線的削減)

出典1,2

For scope 1 and 2 targets set with a base year of 2020 or earlier, the absolute reduction approach prescribes a 4.2% minimum linear annual rate of reduction.

Scope3  
(WB2°C)

② 2.5%減/年  
(直線的削減)

Similarly, for scope 3 targets set with a base year of 2020 or earlier, the absolute reduction approach prescribes a 2.5% minimum linear annual rate of reduction.

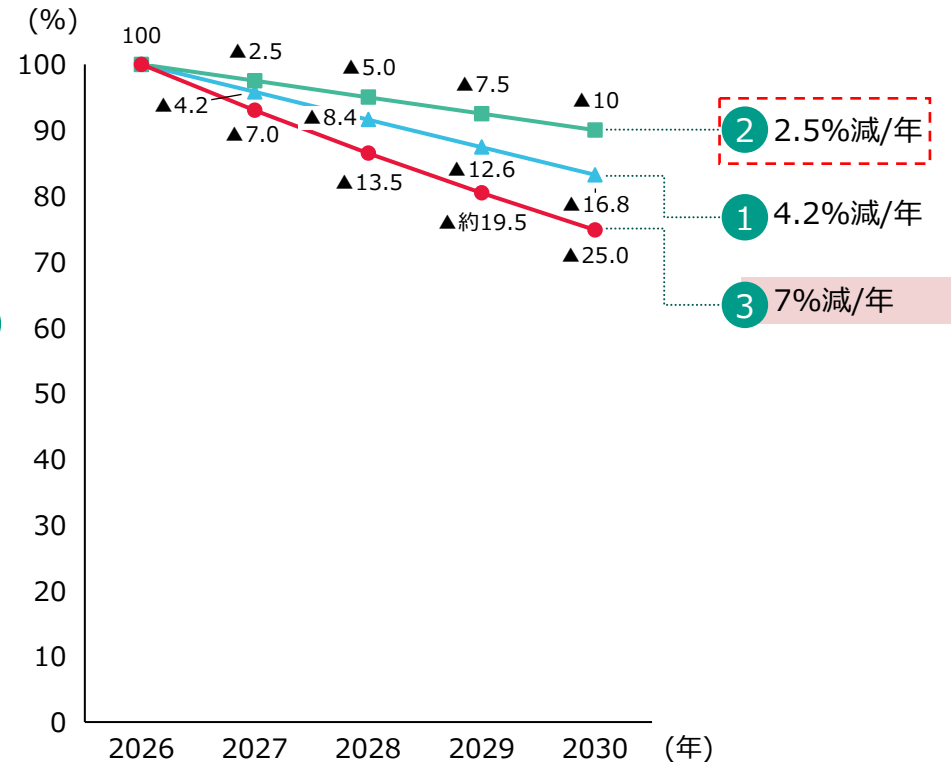
組織視点での  
排出原単位  
(=製品)

Scope3  
(WB2°C)

③ 7%減/年  
(複利での削減)

scope 3 physical intensity targets (criterion 18) only need to meet the 7% compounded emissions intensity reduction (and can lead to absolute emissions increase).

## 4年間での削減率



# 【再掲】評価軸の設定について（詳細）



- 製品単位で排出削減を実現した（脱炭素価値を有する）製品等が普及すること、グリーンウォッシュの懸念を回避する必要性を踏まえ、まずはCFP削減率をベースとして評価を実施。
- また、脱炭素化に向けた取組（特に材料/燃料転換）により高価格化する製品等についても、その価値が正しく認知されることが重要であることを踏まえ、「GX製品等の使用」についてGX率先実行宣言で掲げる目標水準等を参考にしつつ、加点要素とする。

## 【ベース評価】CFP削減実績

- CFPガイドライン
- ISO 14067:2018
- 削減率の目安としてSBT

※X、Yの具体的な数値(X>Y)は後段で議論

X %以上削減<sup>(※)</sup>

基準達成のため  
判定しない

★★（ゴールド）

Y %以上削減<sup>(※)</sup>

達成（+加点）

★★（ゴールド）<sup>へ昇格</sup>

未達成（ベース維持）

★（シルバー）

Y %未満

（判定しない）

対象外

## 【加点要素】

### GX製品等の使用（実績）

対象製品、調達目標は  
GX率先実行宣言を参照

## グレード

注）CFP算定の手法についてはISOやGHG protocolにて改定に向けた検討が進められている最中であり、改定内容が固まり次第CFPガイドライン等の関連文書についても改定の必要性を検討予定。CFPの算定に関しては、最新のISOや政府ガイドラインに則り算出されたものを元に評価する。

## ②GX製品等の使用－GX率先実行宣言の対象との関係性（1/2）

- 経済産業省で開催されているGX需要創出に向けた研究会において、需要創出に貢献する企業が評価される仕組みとするため、GX率先実行宣言の見直しについて議論が行われている。
- GX率先実行宣言の宣言対象となる製品・サービスについては、「GX製品等の使用」として認めることとはどうか。
- また、現段階において下記リストに含まれていない製品であっても、供給側の取組が進んでおり算定手法の下地が整っている製品・サービスについても本制度での「GX製品等の使用」として認めることとはどうか。

### 項目①：対象となるGX製品・サービスの明確化&リスト化

- ・ 政府の中長期的支援があるものとして、産業競争力基盤強化商品・水素社会推進法に基づく低炭素水素等・GI基金支援対象技術に該当する製品を対象とし、調達側の視点で**対象製品・サービスが明確になるようリスト化する**。
- ・ なお、対象リストに載せる製品・サービスは、**現時点で社会実装されたもの又は社会実装の目的が立っているものに限り**とし、GI基金支援対象技術であっても、それに**当てはまらないものは社会実装の目的が立ったことが確認された後にリストに追加することとする**。

#### 見直し後の対象製品リスト

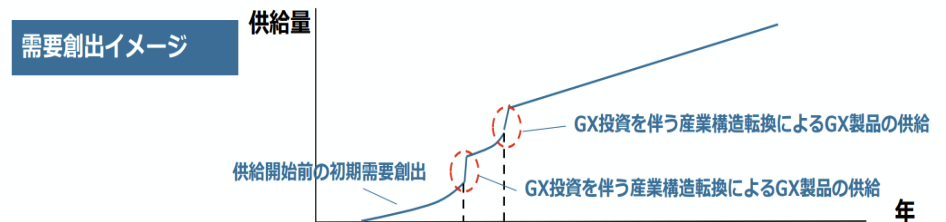
用途	GX製品・サービス	該当制度・事業	
製品 (原料*)	水素	水素社会推進法、GI基金	
	アンモニア	水素社会推進法、GI基金	
	バイオメタン	GI基金	
	合成燃料(バイオ燃料を含む)	水素社会推進法	
	合成メタン	水素社会推進法、GI基金	
	グリーンLPガス	GI基金	
	SAF	産業競争力基盤強化商品、GI基金	
	水素を燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI基金	
	アンモニアを燃料として用いて発電した電力	水素社会推進法、GI基金	
	浮体式洋上風力用の風力発電機を用いて発電した電力	GI基金	
	パロスカイト型太陽電池を用いて発電した電力	GI基金	
	次世代地熱を用いて発電した電力	GI基金	
	廃棄物をガス化改質し精製した合成ガス	GI基金	
	グリーンメカニカル	産業競争力基盤強化商品、GI基金	
	CO2を原料に物質生産できるよう改変した微生物	GI基金	
製品 (素材その他)	高機能バイオ炭	GI基金	
	CO2等を用いたプラスチック	GI基金	
	回収CO2を固定化した炭酸塩	GI基金	
	用途	GX製品・サービス	該当制度・事業
製品 (素材その他)	グリーンセメント	GI基金	
	グリーンコンクリート	GI基金	
	グリーンコンクリート製造のためのCO2固定型混和材	GI基金	
	グリーンコンクリート製造のためのCCU骨材・微粉	GI基金	
	高層建築物等の木造化に資する等方性大断面部材	GI基金	
	グリーンステール	産業競争力基盤強化商品、GI基金	
	電気自動車等	産業競争力基盤強化商品、GI基金	
	車載用蓄電池	GI基金	
	ゼロエミッション船（エンジン・供給システム・周辺機器含む）	GI基金	
	次世代パワー半導体	GI基金	
	次世代グリーンデータセンター（光融合デバイス、光スマートNIC、省電力CPU、広帯域SSD等）	GI基金	
	設備	水電解装置	水素社会推進法、GI基金
		浮体式洋上風力用風力発電機	GI基金
		パロスカイト型太陽電池	GI基金
		次世代地熱発電システム	GI基金
CO2分離回収設備（CO2分離材、CO2分離膜）		GI基金	
カーボンニュートラル対応工業炉		GI基金	
サービス	SAFフライト	産業競争力基盤強化商品、GI基金	

1:水素社会推進法第2条第1項に定められた要件に適合するもの  
2:原料をナフサからバイオ原料、廃プラスチック等のグリーン原料へ転換することによって生成される基礎化学品で、以下の製品が該当。メタノール、エチレン、アセチレン、エタノール、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ペンテン、ペンタン、イソペンテン、セクセン、ヘキサン、シクロヘキサン、ヘプタン、オクタン、ノナン、デカン、ドデカン、オレフィン、エチレン、オクタン、オクタジエン、シクロヘキサン、イソノナン

### 項目②：削減実績量を有する製品への対応

- ・ GX製品の供給が加速化されるよう、**多排出産業の排出削減のGX投資を促すとともに、GX製品の需要創出を後押しする環境の整備をすることも重要**。
- ・ 脱炭素への移行期においては、削減努力として脱炭素投資が行われた製品が市場で正当に評価されるために、**削減努力を見える化した指標である製品のGHG排出削減実績量の考え方が重要であり、2026年3月に削減実績量に関するガイドライン（※）が策定され、各業界においても業界ガイドラインが策定・検討されている**。
- ・ 多排出産業においてGX投資を伴う産業構造転換の結果として供給される、GX価値を有する製品として、**現在GX率先実行宣言の対象となっている製品のうち、まずは業界でルールが整備されている、削減実績量を有するGXスクールをGX率先実行宣言の対象としてはどうか**。
- ・ 同様に、**削減実績量に関するガイドラインに則り、業界において製品の削減実績量に関するルールが整備された場合には、削減実績量を有する当該製品を率先実行宣言の対象とすることを検討してはどうか**。

※ライフサイクルでの算定に関しては、削減貢献量が先行して国際規格の開発が進んでいる。削減実績量の指標が定義されることで、将来的には国際的にも市場に評価されることが期待される。



## ② GX製品等の使用－GX率先実行宣言の対象との関係性 (2/2)

- GX率先実行宣言で定められるGX製品・サービスのうち、定量的な調達目標が定められる製品・サービスについては、GX率先実行宣言での組織としての調達目標の閾値を本制度では、製品の調達実績の閾値として適用。
- なお、上述以外の製品・サービス（GX率先実行宣言の対象外を含む）については、調達実績の閾値を今後個別に設定することとしたい。

### A 政府や業界で掲げられた調達目標等を満たしているか

- GX製品・サービスの需要側の機運醸成に向けて、**政府や業界で定めた調達目標を閾値要件の原則**とすることとしたい。
- なお、直接的に調達目標の数値目標が掲げられている場合以外であっても、**政府の検討会等において公的に示された供給目標数値等から、機械的に調達目標に準じた数値目標を試算可能な場合**にはこれを閾値として活用してはどうか。
- 政府や業界が新たに調達目標や供給目標の設定を行ったGX製品・サービスについては、当該GX製品・サービスの閾値を追加することとしたい。

#### GX製品・サービスの調達目標/供給目標設定状況

製品/サービス名	調達目標	調達目標 (供給目標からの 試算結果) (案)	試算式	供給目標数値	参考文献
アンモニア、メタノール、合成メタン、合成燃料（海運用途）	10%	—		—	2023 IMO Strategy on Reduction of GHG Emissions from Ships
合成メタン	1%	—		—	第7次エネルギー基本計画 ※政府目標や都市ガスの基礎排出係数0メニューはバイオガスとの合算で設定している
SAF	10%	—		—	GX実現に向けた基本方針参考資料
グリーンスチール	—	10%	分子：グリーンスチール供給目標量 分母：高炉由来の国内粗鋼生産量	500万トン (2030年)	日本製鉄統合報告書2025、JFE GROUP REPORT 2025、2026年2月 主要国鋼鉄生産(一般社団法人日本鉄鋼連盟)
水素	1%	—			水素アンモニア小委員会第17回水素・アンモニアの社会実装に向けた 当面の課題と今後の重点取組 (案) “水素調達1%宣言”キャンペーン ※詳細今後決定予定
アンモニア	1%	—			水素アンモニア小委員会第17回水素・アンモニアの社会実装に向けた 当面の課題と今後の重点取組 (案) “水素調達1%宣言”キャンペーン ※詳細今後決定予定

20

## ②GX製品等の使用一本制度での評価方法

- GX製品等の使用に関しては、既存の関連施策との整合を図る。
- 例えば、GX率先実行宣言で掲げる調達目標等を参考とし、評価方法を検討する。

### (GX率先実行宣言の場合)

#### GX率先実行宣言の評価方法 (見直し案)

#### 本制度での評価方法 (方針)

評価対象 組織

➤ 製品

**評価方法** **採用製品** GX率先実行宣言の製品リストに掲載されているGX製品・サービス

- 例：グリーンスチール  
グリーンケミカル<sup>1</sup>  
CO<sub>2</sub>等を用いたプラスチック

⇒ GX率先実行宣言で定められたGX製品・サービス

**評価基準** GX率先実行宣言で定められる、プラチナグレード取得のための目標閾値

- 例

➤ GX率先実行宣言で定められた閾値と同じ数値の調達実績を評価

- 評価対象製品での採用率の実績が閾値を超えることを求める
- 例：

製品/サービス	調達目標
グリーンスチール	10%
SAF	10%

採用率 =  $\frac{\text{グリーンスチールの総量}}{\text{オフィス家具1つに採用する鉄の総量}}$

#### 具体イメージ

(4年間でY%削減を達成した架空のオフィス家具Aの場合)

採用率の実績

グレード

【閾値を**超える**ケース】  
グリーンスチール**10%**採用

➤ 1ランクアップ  
→ ★★ (ゴールド)

例：  
グリーンスチールの場合  
(閾値は採用実績10%)

【閾値を**超えない**ケース】  
グリーンスチール**5%**採用

➤ ランク変化なし  
→ ★ (シルバー)

<sup>1</sup> 原料をナフサからバイオ原料、廃プラスチック等のグリーン原料へ転換することによって生成される基礎化学品で、以下の製品が該当。メタノール、エチレン、アセチレン、エタノール、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ペンテン、ペンタン、イソブレン、ベンゼン、ヘキセン、ヘキサノール、トルエン、ヘプテン、ヘプタン、キシレン、オクテン、オクタン、スチレン、イソノナン  
出所：経済産業省「GX需要創出に向けた研究会 第2回事務局資料」([https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/gx\\_demand/pdf/002\\_03\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_demand/pdf/002_03_00.pdf))

1. 検討会の進め方
2. 昨年度の議論のおさらい
- 3. 本日も議論いただきたい内容**

## **新たな評価・表示制度の評価基準について**

1-a 評価軸の設定について

1-b 取組熟度の設定について

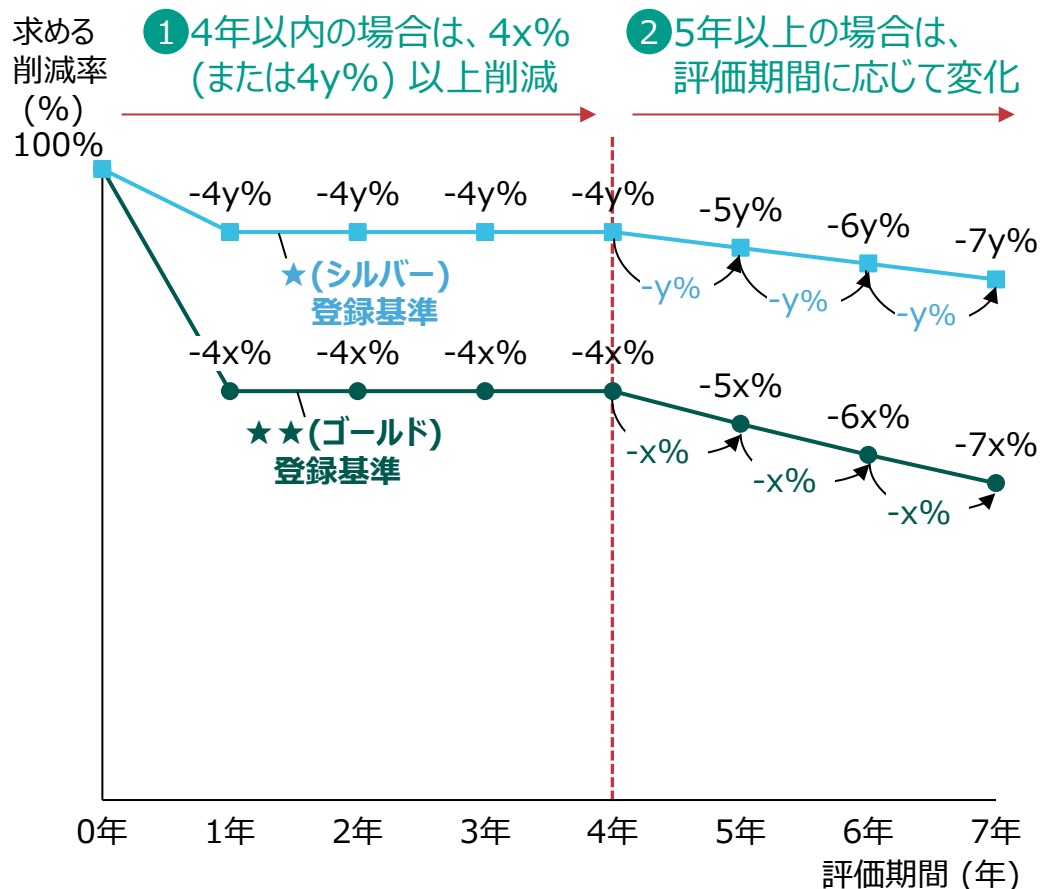
**1-c 基準年の設定、削減率の算定について**

# ①CFP削減実績：評価期間、比較対象年の設定方法について

- 各社の比較対象年の設定に関しては柔軟に許容しつつ、一過性ではない継続的な削減を評価するルールとするため、最低でも4年分の削減率は求めることとし、5年以上の場合は評価期間に応じて年x%（またはy%）以上の削減率を求めることとしてはどうか。

（例：3年：4x%削減→★★（ゴールド）、7年：7x%削減→★★（ゴールド））

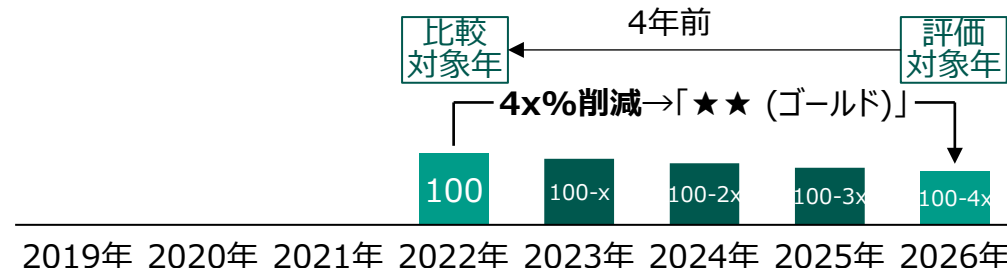
## 評価期間・求める削減率の考え方



## 具体イメージ

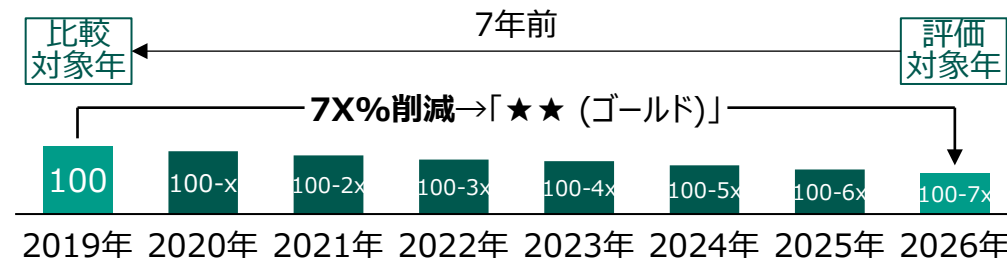
### ① 評価期間が4年以内の場合

- 例：2026年を評価対象年として2022-2026年の4年間で約4x%削減 → 「★★（ゴールド）」として登録される



### ② 評価期間が5年以上の場合

- 例：2026年を評価対象年として2019-2026年の7年間で7x%削減 → 「★★（ゴールド）」として登録される



# ①CFP削減実績：新製品におけるCFP削減率の評価方法

■ 本制度のCFP削減率の計算方法では、削減熟度が高い新製品も発売当初はグレードの獲得が出来ないため、新製品に限りベースライン製品との比較を許容する方針としてはどうか。

## 課題

新製品の発売当初は4年間の削減実績を積みことができず、CFP削減率をベースとした評価を行えない

例：新製品 オフィスチェアA  
2026年発売。原材料のプラスチック素材を全てバイオマスプラスチックに変更し、発売時点で同社のオフィスチェアの中で最もCFPが低いが、**新製品のため比較対象製品が存在せず**  
→ラベル登録不可



## 対応の方向性

脱炭素に資する優れた新製品を推進することの重要性を鑑み、**ベースライン製品（実在しない仮想の従来品）との比較を許容**

【ベースライン製品（実在しない仮想の従来品）の設定方針】

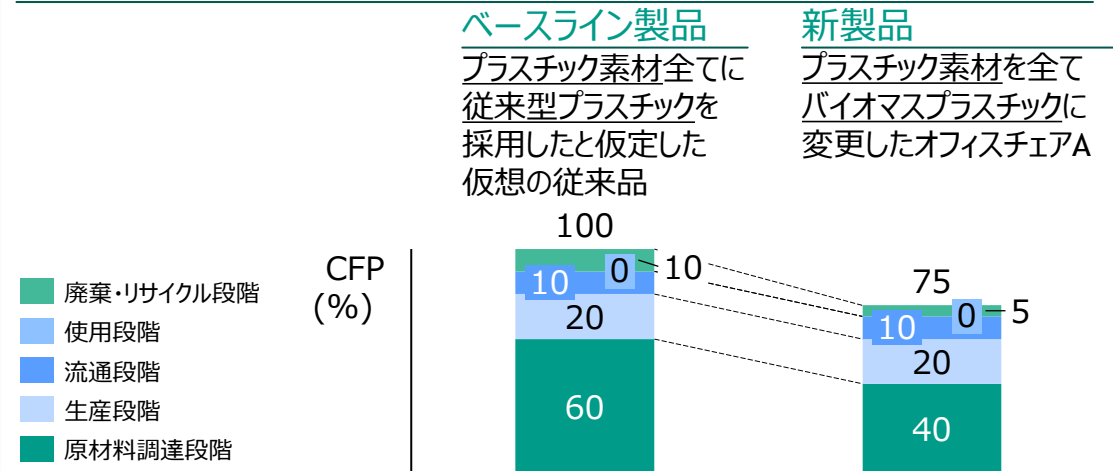
### ① GHG削減がなされたプロセス

- 従来品の活動量・排出係数について仮定を行い、新製品の削減率を算定
  - 仮定の置き方については、申請書類上で明記  
例。活動量：従来工法 vs. 新技術による工法  
排出係数：AIST-IDEA vs. 1次データ

### ② その他プロセス

- 活動量・排出係数ともに、新製品と同一数値を設定

## 具体的イメージ例（排出係数が削減されている場合）



### ①

GHG削減がなされたプロセス

	従来型プラスチック		バイオマスプラスチック <sup>1</sup>
活動量 (kg)	5	=	5
排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> e/kg)	原材料 3	➤	原材料 0
	廃棄 2 (排出係数DB等の数値)		廃棄 0 (サプライヤー等から受け取った排出係数)

### ②

その他プロセス

活動量 (kg)	●●	=	●●
排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> e/kg)	▲▲	=	▲▲

<sup>1</sup> バイオマスプラスチックの排出係数は0/0アプローチで計算と仮定；<sup>2</sup> リサイクル材のCFP算定は、CFPガイドラインを参照して行うものとする

# 具体的な製品における評価イメージ：オフィス家具

## ■ 具体的な製品であっても削減熟度の差に応じた評価が可能であることを確認

具体製品の削減努力 (赤字は将来の取組内容)

グレード

製品名	概要	ベース評価 (CFP削減実績)		加点要素 (GX製品等の使用)		達成	グレード													
		評価ルール	CFP削減率	評価ルール	達成															
 架空のオフィスチェアA	現在 <ul style="list-style-type: none"> <li>CFP算定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>削減率は不明</li> </ul> </li> </ul>		不明 対象外		判定しない	対象外														
	シナリオ① さらに <ul style="list-style-type: none"> <li>削減率も算出</li> <li>座面等で、GX製品等をGX率先実行宣言が定める水準まで採用</li> </ul>	4年間のCFP削減率を評価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>削減率</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X%以上</td> <td>★★ (ゴールド)</td> </tr> <tr> <td>Y%以上</td> <td>★ (シルバー)</td> </tr> <tr> <td>Y%未満</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table>	削減率	評価	X%以上	★★ (ゴールド)	Y%以上	★ (シルバー)	Y%未満	対象外	Y%未満 対象外	GX率先実行宣言で定められた割合以上の採用実績を評価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成有無</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>達成</td> <td>1ランクアップ</td> </tr> <tr> <td>未達</td> <td>ランク変化なし</td> </tr> </tbody> </table>	達成有無	評価	達成	1ランクアップ	未達	ランク変化なし	判定しない	対象外
	削減率	評価																		
	X%以上	★★ (ゴールド)																		
Y%以上	★ (シルバー)																			
Y%未満	対象外																			
達成有無	評価																			
達成	1ランクアップ																			
未達	ランク変化なし																			
シナリオ② さらに <ul style="list-style-type: none"> <li>台座等、アルミを使用する部分にて、リサイクルアルミを一部採用</li> </ul>		Y%以上 ★ (シルバー)	達成 <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成有無</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>達成</td> <td>1ランクアップ</td> </tr> <tr> <td>未達</td> <td>ランク変化なし</td> </tr> </tbody> </table>	達成有無	評価	達成	1ランクアップ	未達	ランク変化なし	✓ 1ランクアップ	★★ (ゴールド)									
達成有無	評価																			
達成	1ランクアップ																			
未達	ランク変化なし																			
シナリオ③ さらに <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルアルミ採用率を引き上げ</li> </ul>		X%以上 ★★ (ゴールド)	未達 <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成有無</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未達</td> <td>ランク変化なし</td> </tr> </tbody> </table>	達成有無	評価	未達	ランク変化なし	✓ ランク変化なし	★★ (ゴールド)											
達成有無	評価																			
未達	ランク変化なし																			

# 【参考】制度の実現に向けた今後の検討事項（1/2）

■ 持続可能な制度とするため、以下のような事項についても今後実施予定の実証事業等を通して対応の方向性を検討する。

検討事項		対応の方向性 (案)
対象製品 ・評価グレード	全製品へ制度適用を求めるのは難しいのではないかと	<p>全ての製品に認定水準を求める制度ではない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な製品価値がある中で、本制度はその1つであるGHG削減に資する価値のみを評価する制度</li> </ul>
	ゴールドの認定がされる製品はかなり限定的になるのではないかと	<p>国として優先的に需要創出すべき製品を対象とすることを想定している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の認知拡大の観点なども含め、より広範な製品を認める設計とするか今後検討</li> </ul>
	CFP削減の達成、GX製品採用目標を立ててゴールドを取得した製品が、それより上を目指さなくなるのではないかと	<p>シルバー、ゴールドグレードを取得した製品が増えてきたタイミングで、更に上位グレードの追加を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、グレードを増やすとシルバーグレードの価値が相対的に低下するため、制度普及の観点でまずは2つのグレードで評価</li> </ul>
算定方法 ・負荷	多くのSKU数が多い企業の場合、企業側の負荷が大きいのではないかと（CFP、GX製品等使用共に）	<p>CFP算定工数・コストの徹底的な削減に向けては様々な対応を行う予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>算定効率化に向けたAIツールの開発・普及、CFPガイドラインに整合した上での活動量のシナリオ設定の推進、安価な排出係数DBに関する情報提供や重要項目に関する排出係数の整備 等</li> </ul>
	CFP算定において、排出係数DBの費用が企業の負担になるのではないかと	
	新製品の定義が企業ごとに異なるのではないかと	<p>新製品・同一製品の基本的な考え方を示した上で、企業から「新製品となる理由」を申請していただく</p>
	評価対象年は、どう設定されるのか	<p>申請の前年または前年度を評価対象年とすることが望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、企業のデータ取得可能性も鑑み、CFPガイドラインに整合した上で企業の判断にゆだねる</li> </ul>
申請・審査	削減率を高くするために、比較対象となる従来製品として、意図的に削減策の実行を控えた製品の販売を誘発するのではないかと	<p>基本的には企業の戦略として許容し、問題が深刻化した場合には制度更新のタイミングで対応策を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意図的に実行を控えることが可能な削減施策には限りがあり、また控えている間は組織排出量にも影響</li> <li>新製品の場合は、仮想従来品との比較になるため、懸念される状況は発生せず</li> </ul>

# 【参考】制度の実現に向けた今後の検討事項（2/2）

- 持続可能な制度とするため、以下のような事項についても今後実施予定の実証事業等を通して対応の方向性を検討する。

## 検討事項

## 対応の方向性 (案)

表示	更新	レベル更新時、登録製品表示の変更は、企業にとって負担になるのではないか
		昔に制度登録した製品への表示が残り続けるのではないかと ・当初は高いレベルを取得したが、その後削減を推進しない製品が、高レベルのまま放置される
継続性		本制度はいつまで運用する想定か



レベル上昇を伴う更新の場合、ラベル変更時期は企業に委ねる  
・レベルが下がり得る制度とするか否かは、今後検討予定



表示に登録年や評価対象年の明記を求める等、登録・算定が古い製品の自浄作用を促す  
・登録実態を踏まえて、今後検討予定



中長期的に運用する方針  
・制度普及や他施策等の状況を踏まえて決定

# 【参考】諸外国の類似事例

■ CFP算定方法は、ISO 14067:2018または同規格が準拠するISO規格に基づいており整合。

制度概要	国	製品CFPラベリング認証	環境コスト	CFPラベル/CFP削減ラベル
	中国		フランス	タイ
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンかつ低炭素な経済・社会発展を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者への環境情報の提供</li> <li>2021年気候・レジリエンス法に基づく環境表示義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の環境配慮型製品購買の促進</li> <li>事業者の生産工程の改善促進と持続可能な低炭素製品普及</li> <li>グリーン調達の促進</li> </ul>	
設立	2025年	2025年	2010年/2014年	
環境要素	GHG	環境総合 (16項目) <ul style="list-style-type: none"> <li>EU製品環境フットプリント</li> <li>独自指標</li> </ul>	GHG	
CFP算定方法	算定内容	絶対値	絶対値 <ul style="list-style-type: none"> <li>16項目をインパクトポイントに換算</li> </ul>	絶対値・削減率 <ul style="list-style-type: none"> <li>ラベルの種類により異なる</li> </ul>
	算定ルール	ISO 14067:2018を基礎とするガイドラインに基づく <ul style="list-style-type: none"> <li>CFP定量化の要求事項とガイドライン</li> </ul>	ISO 14040:2006、ISO 14044:2006を基礎とする方法論に基づく <ul style="list-style-type: none"> <li>Ecobalyseの方法論 (PEFCR等の既存ルール参照)</li> </ul>	ISO 14067:2018に準拠したガイドラインに基づく <ul style="list-style-type: none"> <li>TGOによる製品のCFP算定のための要件とガイドライン</li> <li>TGOによる製品のCFP削減の評価ガイドライン</li> </ul>
評価方法	数値に対する評価なし <ul style="list-style-type: none"> <li>絶対値を表示</li> </ul>	数値に対する評価なし <ul style="list-style-type: none"> <li>16項目の数値を設定した割合で合算して絶対値として表示</li> </ul>	削減ラベルのみ下記基準で評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>基準年 (3年以内) の同製品認定CFP比較で現製品が2%以上削減</li> <li>現製品のCFPが製品グループのベンチマークよりも低いまたは同等</li> </ul>	

## 本制度

本制度におけるCFPの数値の算定は、他国制度に整合

- ISO 14067:2018に整合算定したCFP/計算式を用いて、他国の制度に活用が可能

- ただし、国により詳細化やDBの更新が必要な場合も存在

## 削減率

CFPガイドライン (ISO 14067:2018に整合) に基づく

各国ともにISO 14067:2018に整合する算定を求めている

## 削減率に閾値を定めて評価

評価の有無も含め各国独自に規定

出所: フランス政府「公式HP」 (<https://ecobalyse.beta.gouv.fr>, <https://www.ecologie.gouv.fr/presse/mode-durable-laffichage-du-cout-environnemental-vetements-est-lance-partir-du-1er-octobre>); 中国国家市場監督管理総局「国家認监委正式发布《产品碳足迹标识认证通用实施规则 (试行) 》」 ([https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art\\_a7ac27c1282747b3841140bb9081df42.html](https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2025/art_a7ac27c1282747b3841140bb9081df42.html)); 中華人民共和国国家標準「GB/T 24067-2024」 (<http://qac.org.cn/ueditor/php/upload/file/202508/1754526306802847.pdf>); 環境省「グリーン製品の需要創出等によるバリューチェーン全体の脱炭素化に向けた検討会 (第三回) 事務局資料」 (<https://www.env.go.jp/council/content/06earth04/000320789.pdf>); 環境省「令和7年度脱炭素製品等の需要喚起に向けた検討会 (第一回) 事務局資料」 (<https://www.env.go.jp/content/000361911.pdf>)

